

# 4. 日常生活の支援

## 補装具等

補装具

身

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

身体上の機能を補って日常生活や社会生活をしやすくするため、補装具を必要とする身体障害者等に対し、購入または修理にかかる費用を支給します。

### 〈対象〉

身体障害者手帳の交付を受けた方及び難病患者等で、補装具が真に必要と認められる方。支給の適否について、東京都心身障害者福祉センター等による判定などが必要となります。

また、医師の意見書（指定の様式あり）の提出をお願いすることがありますので、事前にご相談ください。

※介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具の交付（貸与等）が優先されます。（介護保険の福祉用具では対応できない場合は、障害福祉の補装具制度を利用することができます。）

### 労災保険などによる義肢・装具の交付

労働者災害補償保険受給者においても、義肢・装具の交付が受けられる場合があります。また、治療用装具として、医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。いずれの場合も、補装具の制度より優先されます。

詳しくは労働基準監督署・各健康保険組合へお問い合わせください。

### 〈費用〉

原則として費用の1割が利用者負担となります。（生活保護及び区市町村民税非課税世帯は無料）ただし、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

| 世帯区分 | 世帯収入の状況     | 月額負担上限額 |
|------|-------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯    | 0円      |
| 低所得  | 区市町村民税非課税世帯 | 0円      |
| 一般   | 区市町村民税課税世帯  | 37,200円 |

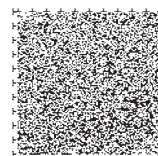
※世帯の範囲は、対象者が18歳以上の場合は「本人及び配偶者」、18歳未満の場合は原則として「本人と父母及び住民票上の世帯全員」です。

※障害者本人又はその配偶者の区市町村民税所得割が46万円以上の場合は、支給対象外となります。

※各補装具ごとに定められた基準額を超えた部分については、利用者負担となります。

※18歳未満の方は、令和6年4月1日より所得制限がなくなりました。

※障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具の利用者負担の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。（31ページ参照）



日常生活の支援

## 種目一覧

| 障害種別        | 種 目  |
|-------------|--|
| 視覚          | 盲人安全つえ、義眼、メガネ、コンタクトレンズ                           |
| 聴覚          | 補聴器  |
| 肢体          | 義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 |
| 肢体（18歳未満のみ） | 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具                         |

※一部種目については借受け制度があります。

## 中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない18歳未満の中等度の難聴児の方に、補聴器（ワイヤレスマイク、受信機、オーディオシューも対象）購入費の一部または全部を補助します。利用を希望される方は、補聴器の購入前に市指定の様式による意見書等を添えて、申請が必要です。

〈対 象〉以下のいずれにも該当する方

- (1) 国分寺市内在住で18歳未満の児童
- (2) 両耳の聴力レベルがおおむね30dB以上で身体障害者手帳（聴覚障害）の対象となる聴力でないこと。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断すること。

〈費 用〉

補聴器の購入費用と基準額を比較して少ない方の1割（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料）

## 日常生活用具の給付

身

知

精

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

障害のある方が日常生活を営む上で必要な日常生活用具の給付（貸与）をしています。

〈対象・種目〉「日常生活用具の給付 種類等一覧表」（39～45ページ）をご参照ください。

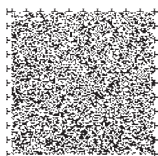
※介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具の交付（貸与等）が優先されます。

〈給付制限〉次の方は原則として、給付を受けられません。

- ・病院へ入院または施設へ入所している方  
※給付種目のうち「ストマ用装具」「紙おむつ」「頭部保護帽」は、入院中または施設入所中であっても給付対象となります。
- ・給付用具をすでに所有されている方
- ・借家等に居住している方で、その家屋の所有者から給付用具の設置につき承諾が得られない方

※障害者本人および配偶者のいずれかの方の市民税所得割が46万円以上の場合は日常生活用具の給付・貸与の対象となりません。

※18歳未満の方は、令和6年10月1日より所得制限がなくなりました。



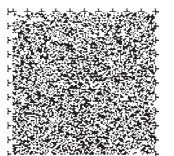
〈費用〉世帯の所得状況に応じて、一部利用者負担があります。  
 (生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)

日常生活用具の給付 種類等一覧表

|           | 種 目             | 障害名等                 | 年 齢  | 対 象 者   | 耐用年数 | 限度額                             |
|-----------|-----------------|----------------------|--|---|------|---------------------------------|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台            | 肢体不自由<br>難病等         | 学齢児以上  | ・ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方<br>・ 難病患者等で寝たきりの状態にある方   | 8年   | 162,800円                        |
|           | 特殊マット           | 知的障害<br>肢体不自由<br>難病等 | ① 3歳以上<br>② 3歳以上<br>18歳未満<br>③ 18歳以上<br>④ 3歳以上 | ① 知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の方<br>② 下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の方<br>③ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（常時介護を要する方に限る。）<br>④ 難病患者等で寝たきりの状態にある方 | 5年   | 19,600円                         |
|           | 特殊尿器            | 肢体不自由<br>難病等         | 学齢児以上  | ・ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（常時介護を要する方に限る。）<br>・ 難病患者等で自力で排尿できない方   | 5年   | 60,000円                         |
|           | 浴槽<br>(湯沸器を含む。) | 肢体不自由                | 学齢児以上  | 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方  | 8年   | 50,200円                         |
|           | 入浴担架            |                      | 3歳以上   | 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方<br>(入浴に介助を要する方に限る。)  | 5年   | 洋式<br>82,400円<br>和式<br>133,900円 |
|           | 体位変換器           | 肢体不自由<br>難病等         | 学齢児以上  | ・ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方（下着交換等に介護を必要とする方に限る。）<br>・ 難病患者等で寝たきりの状態にある方  | 5年   | 15,000円                         |
|           | 移動用リフト          | 肢体不自由<br>難病等         | 3歳以上   | ・ 下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方<br>・ 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方   | 4年   | 257,500円                        |

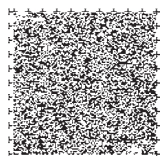


日常生活の支援





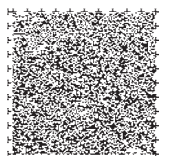
|           | 種 目                       | 障害名等               | 年 齢           | 対 象 者   | 耐用年数 | 限度額   |
|-----------|---------------------------|--------------------|---------------|---|------|---|
| 介護・訓練支援用具 | 訓練いす                      | 肢体不自由              | 3歳以上<br>18歳未満 | 下肢又は体幹機能障害の程度が<br>1級又は2級の方  | 8年   | 33,100円   |
|           | 訓練用ベッド                    | 肢体不自由<br>難病等       | 3歳以上<br>18歳未満 | ・下肢又は体幹機能障害の程度<br>が1級又は2級の方<br>・難病患者等で下肢又は体幹機<br>能に障害のある方   | 5年   | 162,800円  |
|           | 入浴補助用具                    |                    | 3歳以上          | ・下肢又は体幹機能障害を有<br>し、入浴に介助を必要とする<br>方<br>・難病患者等で入浴に介助を要<br>する方  | 8年   | 90,000円   |
| 自立生活支援用具  | 便器                        |                    | 学齢児以上         | ・下肢又は体幹機能障害の程度<br>が1級又は2級の方<br>・難病患者等で常時介護を要す<br>る方   | 8年   | 16,500円   |
|           | T字杖・<br>棒状の杖              | 平衡<br>肢体不自由<br>難病等 | 3歳以上          | ・平衡機能又は肢体若しくは体<br>幹機能障害を有し、T字杖又は<br>棒状の杖を携帯しなくては移<br>動が困難となる方<br>・内部障害者（児）であって、医<br>師によりT字杖又は棒状の杖の<br>携帯が必要と認められたもの<br>・難病患者等でT字杖又は棒状<br>の杖を携帯しなくては移動が<br>困難となるもの | 3年   | 3,000円  |
|           | 歩行支援用具<br>(移動・移乗<br>支援用具) | 平衡<br>肢体不自由<br>難病等 | 3歳以上          | ・平衡機能又は下肢若しくは体<br>幹機能障害を有し、家庭内の<br>移動等において介助を必要と<br>する方<br>・難病患者等で下肢が不自由な<br>方  | 8年   | 60,000円   |
|           | 頭部保護帽                     | 肢体不自由<br>知的<br>精神  |               | (1) 平衡機能又は下肢若しく<br>は体幹機能障害を有し、<br>頻繁に転倒する方<br>(2) 知的障害者（児）で障害<br>の程度が最重度又は重度<br>の方で、てんかんの発作<br>等により頻繁に転倒する<br>方<br>(3) 精神障害者（児）で、て<br>んかんの発作等により頻<br>繁に転倒する方      | 3年   | オーダー<br>メイド<br>A 15,656円<br>B 37,852円<br><br>レディ<br>メイド<br>A 12,524円<br>B 30,282円 |



|          | 種 目          | 障害名等                | 年 齢   | 対 象 者  | 耐用年数 | 限度額     |
|----------|--------------|---------------------|-------|--|------|---------|
| 自立生活支援用具 | 特殊便器         | 肢体不自由<br>知的<br>難病等  | 学齡児以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢障害の程度が1級又は2級の方</li> <li>・知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難な方</li> <li>・難病患者等で上肢機能に障害のある方</li> </ul>  | 8年   | 50,000円 |
|          | 火災警報器        | 身体障害全般<br>知的        |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害の程度が1級又は2級の方</li> <li>・知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の方</li> </ul> ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。                                       | 8年   | 31,000円 |
|          | 自動<br>消火装置   | 身体障害全般<br>知的<br>難病等 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害の程度が1級又は2級の方</li> <li>・知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の方</li> <li>・難病患者等</li> </ul> ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。                       | 8年   | 28,700円 |
|          | ガス安全<br>システム | 肢体不自由<br>音声・言語      | 18歳以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）</li> <li>・咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した方（咽いん頭摘出等により臭覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）</li> </ul>                        | 8年   | 42,200円 |
|          | 電磁調理器        | 肢体不自由<br>視覚<br>知的   | 18歳以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢障害の程度が1級又は2級の方</li> <li>・下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方</li> <li>・視覚障害の程度が1級又は2級の方</li> </ul> ※身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。           ・知的障害者であって、障害の程度が最重度又は重度の方 | 6年   | 41,000円 |

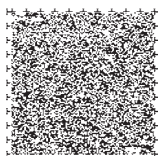


日常生活の支援

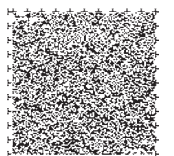




|           | 種 目                                 | 障害名等        | 年 齢           | 対 象 者   | 耐用年数 | 限度額     |
|-----------|-------------------------------------|-------------|---------------|---|------|---------|
| 自立生活支援用具  | 歩行時間延長<br>信号機用小型<br>送信機<br>(音響案内装置) | 視覚          | 学齢児以上         | 視覚障害の程度が1級又は2級の方（2級の方は送信機のみに限る。）  | 10年  | 51,000円 |
|           | 聴覚障害者用<br>屋内信号装置                    | 聴覚          | 18歳以上         | 聴覚障害の程度が2級の方（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）  | 10年  | 87,400円 |
|           | フラッシュ<br>ベル                         | 聴覚<br>音声・言語 | 学齢児以上         | 聴覚又は音声若しくは言語機能障害の程度が3級以上の方  | 10年  | 12,400円 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液<br>加温器                          | じん臓         | 3歳以上          | 人工透析を必要とする方（自己連続携帯式腹膜かん流法による透析療法を行う方に限る。）   | 5年   | 72,100円 |
|           | ネブライザー<br>(吸入器)                     | 呼吸器<br>難病等  | (原則)<br>学齢児以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>呼吸器機能障害の程度が3級以上である方又は医師により使用が必要と認められる方<br/>ただし、学齢未満の障害児であっても、将来にわたって障害の軽度化が認められず、かつ、使用時の安全性が確保されているときは、対象者とする</li> <li>難病患者等で呼吸器機能に障害のある方<br/>ただし、学齢未満の難病患者等であっても将来にわたって病状の軽度化が認められず、かつ、使用時の安全性が確保されているときは、対象者とする</li> </ul>   | 5年   | 36,000円 |
|           | 電気式<br>たん吸引器                        | 呼吸器<br>難病等  | (原則)<br>学齢児以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>呼吸器機能障害の程度が3級以上である方又は医師により使用が必要と認められる方。<br/>ただし、学齢未満の障害児であっても、将来にわたって障害の軽度化が認められず、かつ、使用時の安全性が確保されているときは、対象者とする。</li> <li>難病患者等で呼吸器機能に障害のある方<br/>ただし、学齢未満の難病患者等であっても将来にわたって病状の軽度化が認められず、かつ、使用時の安全性が確保されているときは、対象者とする</li> </ul> | 5年   | 56,400円 |



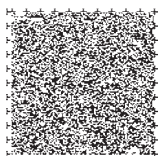
|             | 種 目          | 障害名等       | 年 齢   | 対 象 者  | 耐用年数 | 限度額      |
|-------------|--------------|------------|-------|--|------|----------|
| 在宅療養等支援用具   | 空気清浄器        | 呼吸器        | 18歳以上 | 呼吸器機能障害の程度が3級以上の方                                  | 6年   | 20,000円  |
|             | 酸素ボンベ運搬車     |            | 18歳以上 | 呼吸器機能障害の程度が3級以上の方（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方）      | 10年  | 17,000円  |
|             | 音声式体温計       | 視覚         | 学齢児以上 | 視覚障害の程度が1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）         | 5年   | 9,000円   |
|             | 盲人用体重計       |            | 18歳以上 | 視覚障害の程度が1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）         | 5年   | 18,000円  |
|             | ルームクーラー      | 肢体不自由      | 18歳以上 | 頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方（医師により体温調節機能を喪失した方と認められた方に限る。） | 6年   | 100,000円 |
|             | 動脈血中酸素飽和度測定器 | 難病等        |       | 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な方                                | 5年   | 157,500円 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置    | 音声・言語肢体不自由 | 学齢児以上 | 音声言語機能障害又は肢体不自由者（児）で発声・発語に著しく障害を有すると医師が判断した方       | 5年   | 285,000円 |
|             | 情報・通信支援用具    | 視覚肢体不自由    | 学齢児以上 | 視覚障害者1級若しくは2級又は上肢機能障害の1級若しくは2級の方                   | 6年   | 70,000円  |
|             | 点字ディスプレイ     | 視覚         | 18歳以上 | 視覚障害2級以上の身体障害者であって、市長が必要と認める方                      | 6年   | 383,500円 |





情報・意思疎通支援用具

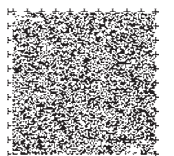
| 種目           | 障害名等        | 年齢    | 対象者  | 耐用年数 | 限度額   |
|--------------|-------------|-------|--|------|---|
| 点字器          | 視覚          | 学齢児以上 | 視覚障害6級以上の身体障害者であって、市長が必要と認める方                              | 5年   | 標準型<br>A 10,712円<br>B 6,798円<br>携帯用<br>A 7,418円<br>B 1,699円 |
| 点字タイプライター    | 視覚          | 学齢児以上 | 視覚障害の程度が1級又は2級の方（本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれている方に限る。）         | 5年   | 63,100円   |
| ポータブルレコーダー   |             |       |  |      |   |
| 視覚障害者用情報認識装置 | 視覚          | 学齢児以上 | 視覚障害の程度が1級又は2級の方   | 6年   | 99,800円   |
| 視覚障害者用拡大読書器  |             | 学齢児以上 | 視覚障害者（児）であって、この装置により文字等を読むことが可能になる方                        | 8年   | 198,000円  |
| 時計           |             | 18歳以上 | 視覚障害の程度が1級又は2級の方（音声時計については、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な方に限る。） | 10年  | 音声式<br>13,300円<br>触読式<br>10,300円                            |
| 聴覚障害者用通信装置   | 聴覚<br>音声・言語 | 学齢児以上 | 聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方     | 5年   | 30,000円   |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚          | 学齢児以上 | 聴覚障害者（児）であって、テレビの視聴に必要と認められる方                              | 6年   | 88,900円   |
| 会議用拡聴器       |             |       |  |      |   |
| 携帯用信号装置      | 聴覚<br>音声・言語 | 学齢児以上 | 聴覚又は音声若しくは言語機能障害の程度が3級以上の方                                 | 6年   | 20,200円   |



|             | 種 目               | 障害名等             | 年 齢            | 対 象 者   | 耐用年数                                | 限度額   |
|-------------|-------------------|------------------|----------------|---|-------------------------------------|---|
| 情報・意思疎通支援用具 | 人工喉頭              | 音声・言語            |                | 音声・言語機能障害者（児）で、喉頭を摘出し、人工喉頭を必要とする方   | 電動式5年<br>笛式4年<br>気管<br>カニューレ<br>付4年 | 電動式<br>72,205円<br>笛式<br>5,150円<br>気管<br>カニューレ付き<br>8,343円 |
|             | 埋込型用人工鼻           | 音声・言語            |                | 音声・言語機能障害を有し、喉頭摘出により常時埋込型の人工喉頭を使用する方  |                                     | 20,000円<br>／月   |
|             | 福祉電話（貸与）          | 聴覚               | 18歳以上          | 難聴者又は外出困難な方（2級以上の方に限る。）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年度の市町村民税が非課税の世帯に限る。）  |                                     |   |
| 排泄管理支援用具    | ストマ装具（ストマ用具・洗腸用品） | 直腸<br>ぼうこう<br>小腸 |                | ストマ装具を使用していると医師が判断した方   |                                     | 消化器系<br>8,858円／月<br>尿路系<br>11,639円／月                      |
|             | 紙おむつ              | 肢体不自由            | 3歳以上           | <ul style="list-style-type: none"> <li>診断書により脳性まひ等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難で紙おむつが必要であると証明でき、調査書により紙おむつでなければ対応できないことが確認できる方</li> <li>排便機能又は排尿機能障害を有し、医師の診断により、二分脊椎であり、紙おむつでなければ対応できないことが確認できる方</li> </ul> |                                     | 12,000円／月   |
|             | 収尿器               | 肢体不自由<br>ぼうこう    |                | 肢体不自由又はぼうこう機能障害により収尿器を必要とする方  | 1年                                  | 7,700円  |
| 住宅改修費       | 居宅生活動作補助用具        | 肢体不自由<br>難病等     | 学齢児以上<br>65歳未満 | <ul style="list-style-type: none"> <li>下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害の程度が1級又は2級の方に限る。</li> <li>難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方</li> </ul>                                     | 1回を限度とする                            | 200,000円  |



日常生活の支援



# 各種サービス

## 日中一時支援（日中時間預かり）事業

身 知 精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

居宅において介護者が疾病や一時的な休息等により、65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の介護を行うことができない場合に、日中の時間、障害者支援施設等に入所することができる制度です。

### 〈利用できない方〉

- (1) 感染性の疾患を有している方
- (2) 利用にあたり特別な技術や設備を必要とする方
- (3) 医療的介護または治療を必要とする方（一定の要件により、利用可能な場合があります）
- (4) 他の介護人派遣制度を受けており、その介護人が一時的に派遣されないために日中一時支援（日中時間預かり）を利用希望される方

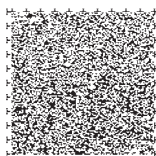
〈利用時間〉 1年度288時間を限度に利用できます。ただし、年度途中での申請ですと、1月につき24時間を控除した時間となります。

また、利用可能な時間帯は、午前9時から午後9時までです。各事業所により異なる場合がありますので、ご利用の際には直接事業所にお問い合わせください。

〈利用者料金〉 1時間 180円（※生活保護および市民税非課税世帯は無料。食材費等は、実費負担）

### 〈日中一時支援（日中時間預かり）事業者一覧〉

| 事業所名                        | 住所                       | 電話                                | FAX            |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 社会福祉法人万葉の里<br>障害者センター（えんじゅ） | 泉町2-3-8                  | (042) 321-1226                    | (042) 321-1207 |
| 社会福祉法人 AnnBee               | 西元町3-6-14                | (042) 316-8523                    | (042) 316-8553 |
| 特定非営利活動法人<br>ワーカーズ風ぐるま      | 泉町3-33-16<br>西国分寺ハイツ101  | (042) 300-3663                    | (042) 300-3663 |
| 特定非営利活動法人<br>学びの広場          | 南町2-11-14<br>トミービル2階     | (042) 322-7160                    | (042) 322-7160 |
| 社会福祉法人 けやきの杜<br>ライフネット      | 東恋ヶ窪5-2-2<br>シティハイツ51 1階 | (042) 322-4424                    | (042) 322-4426 |
| 特定非営利活動法人<br>ひょうたん島すいへいせん   | 本多4-15-8                 | (042) 359-4767<br>(090) 3009-4173 | (042) 359-4767 |



## 障害者等緊急入所保護

身 知 精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

在宅の障害者等を介護している保護者が疾病等により、家庭で介護ができなくなった場合に、障害のある方を一時的に施設で緊急入所保護します。

## 重度身体障害者等救急通報システム

身 難

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齢福祉課

18歳以上65歳未満のひとり暮らし等の重度身体障害者または難病患者が、家庭内で病気等の緊急事態に陥ったとき、貸与された通報機器で東京消防庁に通報し、近隣ボランティア中心の地域協力体制により、速やかな援助を行います。ただし、所得に応じて費用負担があります。

※65歳以上の方は対象要件などが異なりますので、高齢福祉課にお問い合わせください。

〈問合せ〉 障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831  
高齢福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180

## 重度心身障害者住宅火災通報システム

身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

18歳以上65歳未満のひとり暮らし等の重度身体障害者（救急通報システム利用者に限る）、または重度知的障害者が、火災による緊急事態に陥ったとき、給付または貸与された通報機器で東京消防庁に通報し、近隣のボランティア等緊急通報員の援助を得て、救助等を行います。ただし、所得に応じて費用負担があります。

## 身体障害者福祉電話通話料助成

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

重度身体障害者（児）日常生活用具等で電話の貸与を受けている方に、基本料金及び80度数分の通話料金を助成します。

## 重度身体障害者（児）訪問入浴サービス

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

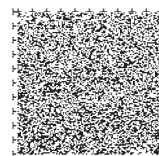
ご家庭で入浴することが困難な寝たきり等の重度身体障害者（児）に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行います。

〈対象〉 重度身体障害者（児）で寝たきり等のため入浴が困難な65歳未満で、身体障害者手帳1級・2級の方。

〈費用〉 無料（ただし、巡回入浴においては、水道・電気はご家庭のものを使用します。）

〈回数〉 週1回まで（7月～9月は週2回まで）

※介護保険、特定疾病に該当する方は介護保険サービスをご利用ください。



日常生活の支援

## 寝具乾燥サービス **身**

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齢福祉課

寝たきり等の身体障害者の寝具を乾燥消毒・丸洗いします。

※65歳以上の方は対象要件等が異なりますので、高齢福祉課にお問い合わせください。

〈対 象〉身体障害者手帳1級・2級で前年の住民税が非課税世帯の方

※ただし、ヘルパー派遣を受けている方は対象にはなりません。

〈内 容〉身体的な理由等により寝具の自然乾燥等が困難な状態にある障害者のみの世帯等に対して月1回寝具乾燥を行います。

〈費 用〉無料

〈問 合 せ〉障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831

高齢福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180

## 理容・美容券の支給 **身 知**

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齢福祉課

在宅で生活する身体障害者（児）（1級・2級）または知的障害者（児）（1度・2度）の方に理容・美容券（無料券）を年1回4枚支給します。

※新規支給には、障害福祉課への申請が必要となります。

※介護保険制度で要介護3～5に認定された方は、無料券ではなく、「訪問理・美容券」の対象となります。

訪問理・美容券については、高齢福祉課にお問い合わせください。

〈問 合 せ〉障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831

高齢福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180

## 重度脳性麻痺者介護事業 **身**

担当窓口 障害福祉課生活支援係

単独で屋外活動をすることが困難な、重度脳性麻痺者の方の家族による介護に対して手当を支給します。

〈介護対象者〉国分寺市内に住所がある20歳以上の重度の脳性麻痺者で、原則として次のいずれにも該当する方

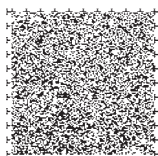
- (1) 身体障害者手帳1級の方
- (2) 単独で屋外活動をすることが困難な方
- (3) 障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）を受けていないとき
- (4) 介護保険法に基づく訪問介護を受けていないとき

〈介 護 人〉対象者自身の推薦する家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者に限る）であり、本市の職員としての身分を有しない方

〈支 給 額〉1回1日単位で月12回以内（6,560円/回）

〈申請方法〉次のものをお持ちになって、障害福祉課へ申請してください。

- (1) 介護人派遣対象資格認定登録申請書（様式は障害福祉課にあります）



- (2) 介護人推薦書（様式は障害福祉課にあります）
- (3) 介護人同意書（様式は障害福祉課にあります）
- (4) 身体障害者手帳
- (5) 通帳等の振込口座のわかるもの（ただし介護人名義に限る）
- (6) 印鑑（認印も可）

※詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

〈問 合 せ〉 障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831

## 車いすの貸し出し 身

障害のある方やけがなどで一時的に必要な方に、無料で車いすを貸し出しています。貸出期間は、最長1か月以内です。また、2週間以内であれば市内の車いすステーションでも貸し出します。

〈問 合 せ〉 社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 ボランティア活動センターこくぶんじ  
電話 (042) 300-6363 FAX (042) 300-6365



日常生活の支援

## 重度障害者等就労支援事業 身 知 精 難

担当窓口 障害福祉課事業推進係

重度障害者等が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行います。

### 〈対 象〉

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を国分寺市から受けている方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 民間企業に雇用されている方で、1週間の所定労働時間が10時間以上の方又は週所定労働時間が10時間に満たない方のうち、当該年度末までに当該民間企業が週所定労働時間を10時間以上に引き上げることが支援計画書により確認できる方
- (2) 自営業者等で、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれる方

### 〈内 容〉

文書の作成・朗読、機器の操作・入力、喀痰吸引、排泄、姿勢の調整等の職場介助や通勤支援

### 〈費 用〉

サービス提供に要した費用の1割が利用者負担となります。

利用者負担には、所得に応じた負担上限額が設定されています。所得区分ごとの利用者負担額は30ページに記載のとおりです。

## 重度心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業 身 難

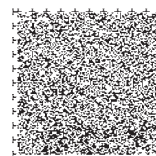
担当窓口

障害福祉課相談支援係

医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)又は医療的ケア児を介護する同居の家族等の代わりに、医療的ケア及び療養上の行為を行う看護師等を自宅に派遣します。

〈費 用〉 所得に応じた費用負担があります。

〈回 数〉 1回2時間から4時間（30分単位）。1年度当たり144時間まで。



# 情報の支援

## よみよむサービス（対面朗読者派遣事業）身

視覚障害者の方を対象に対面朗読者を派遣し、公的な文書、手紙、本などを読む支援を実施しています。

〈問合せ〉地域活動支援センターつばさ

電話 (042) 321-1136 FAX (042) 321-1207

## 市立図書館身

担当窓口 図書館課

身体や視覚などに障害があり、図書館の利用に不自由のある方へ次のようなサービスを行っています。

### (1) 資料の貸出

デイジー図書・マルチメディアデイジー図書・声の図書（朗読カセットテープ）・点字図書を所蔵しています。これらの資料や一般図書も、合わせて12タイトルまで1か月借りられます。デイジー図書の再生機の貸出しもしています。市内に所蔵していないものは、サピエ図書館（約13万点）などからも提供できます。

### (2) 対面朗読サービス（ご希望の本などを対面でお読みします。）

〈対象〉視力に障害のある方および読書困難な方など。※予約制です。

### (3) 無料郵送貸出サービス

〈対象〉身体が不自由などのため、図書館に来館できない方

〈内容〉ご希望の本やデイジー図書・声の図書などを郵送で貸し出します。（無料）

### (4) 大活字本・筆談器・拡大読書器

各図書館では、大活字本（活字が通常より大きい図書）・筆談器を用意しています。

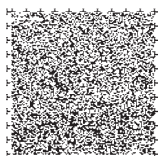
また、光図書館・本多図書館・もとまち図書館では、拡大読書器がご利用いただけます。

### (5) 電子図書館

図書館に来館できない方でも利用できる電子図書館も開設しています。詳しくは図書館のホームページまたはお近くの図書館にお問い合わせください。

## 市立図書館一覧

| 名称         | 所在地             | 電話             | FAX            |
|------------|-----------------|----------------|----------------|
| 本多図書館      | 本多1-7-1         | (042) 324-2022 | (042) 322-8202 |
| 本多図書館市役所分館 | 泉町2-2-18(市役所1階) | (042) 312-8711 | (042) 312-8711 |
| 恋ヶ窪図書館     | 西恋ヶ窪4-12-8      | (042) 324-1927 | (042) 327-9412 |
| 光図書館       | 光町3-13-19       | (042) 576-5907 | (042) 571-1470 |
| もとまち図書館    | 東元町2-3-13       | (042) 325-4222 | (042) 327-9413 |
| 並木図書館      | 並木町2-12-3       | (042) 321-9972 | (042) 327-9331 |



<https://library.kokubunji.ed.jp/>

## 都立多摩図書館 **身**

### ●視覚障害等、文字の認識に障害のある方へ

- ①録音資料の作成・貸出、点訳図書の貸出、対面音訳を行っています。都立中央図書館ではオンラインによる音訳サービスも行っています。利用には登録が必要です。詳しくは、下記「視覚障害者サービス担当」までお問い合わせください。
- ②拡大読書器を備えています。大活字本、拡大写本も所蔵しています。利用を希望される方は、「相談」カウンターまでお申し出ください。

### ●聴覚障害、言語障害のある方のために

電話やカウンターでの質問が困難な方に資料や情報を提供するレファレンスサービスを行っています。FAXのご利用は都内在住・在勤・通学の方で、事前に登録された方に限ります。メールでのご利用は、都内在住・在勤・通学の方であればどなたでもご利用になれます。

詳しくは、下記「事前登録」へお問い合わせください。

### 〈問 合 せ〉都立多摩図書館

〒185-8520 国分寺市泉町2-2-26 電話 (042) 359-4020

視覚障害者サービス担当 電話 (042) 359-4104

事前登録 電話 (03) 3442-8451 FAX (03) 3442-9500

東京都立図書館 障害のある方へ ホームページ

<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/assist/>






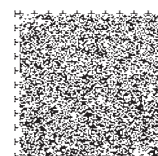
日常生活の支援

## 点字図書館 **身**

点字図書館では、点字図書・録音図書の作成・貸し出しを行っています。図書館により事業内容、利用方法が異なりますので、直接お問い合わせください。

### 〈問 合 せ〉

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| <p><b>日本点字図書館</b></p>               | <p>〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4<br/> <b>電話</b> (03) 3209-0241 <b>FAX</b> (03) 3204-5641<br/>                     視覚障害者用図書レファレンスサービスをご利用になる方は、上記への問合せに加えて、下記メールでもお問い合わせ頂けます。<br/>                     reference@nittento.or.jp (レファレンス担当)</p> <p style="text-align: right;"><br/> <a href="https://www.nittento.or.jp">https://www.nittento.or.jp</a></p> |
| <p><b>東京ヘレン・ケラー協会<br/>点字図書館</b></p> | <p>〒169-0072 新宿区大久保3-14-20<br/> <b>電話</b> (03) 3200-0987 <b>FAX</b> (03) 3200-0982</p> <p style="text-align: right;"><br/> <a href="https://thka.jp/toshokan">https://thka.jp/toshokan</a></p>  |
| <p><b>日本視覚障害者団体連合<br/>点字図書館</b></p> | <p>〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2<br/> <b>電話</b> (03) 3200-6160 <b>FAX</b> (03) 3200-7755</p> <p style="text-align: right;"><br/> <a href="http://nichimou.org/morebooks/borrow/">http://nichimou.org/morebooks/borrow/</a></p>  |



## 視覚障害者日常生活点訳等サービス 身

都内在住・在勤の視覚障害のある方に、図書館または点字図書館で取り扱わない文書（手紙、パンフレットなど）を含む各種文書等の点訳、墨訳、対面朗読、ファクシミリ朗読サービスを行っています。

ご利用の際には、あらかじめ電話等で利用日時を予約してください。

〈費用〉無料。ただし、対面朗読サービスで録音を希望する方は、CDなどのデジタル録音メディアをご持参ください。

〈問合せ〉東京都障害者福祉会館 〒108-0014 港区芝5-18-2  
電話 (03) 3455-6321 FAX (03) 3453-6550



## 声の広報 身

担当窓口 市政戦略室

市内在住で、視覚障害があり、身体障害者手帳をお持ちで希望される方へ、市の広報発行物を吹き込んだCDを郵送しています。

ご希望の方は申請が必要となりますので、詳しくは市政戦略室へお問合せください。

〈費用〉無料。ただし、利用には「CDプレーヤー（MP3対応機器のもの）」・「パソコン」・「Daisy図書再生機」など、CDを再生できるものが必要です。

〈対象の広報発行物〉声の市報こくぶんじ・声の市議会だより・声のけやきの樹（公民館だより）・声のしろばら（選挙啓発広報誌）など

〈問合せ〉市政戦略室  
電話 (042) 312-8699 FAX (042) 325-1380 (代表)

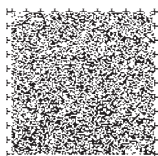
## 点字即時情報ネットワーク事業 身

月曜日から金曜日の間、新聞記事や福祉情報等を点字紙にして、都内在住の視覚障害者へ配布しています。メール版や電話ナビゲーションにより、音声での提供もしています。

〈問合せ〉公益社団法人 東京都盲人福祉協会  
〒169-0075新宿区高田馬場1-9-23東京都盲人福祉センター内  
電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005  
電話ナビゲーションサービス専用 (0570) 021-802

## 点字録音刊行物作成配布事業 身

都内在住で、身体障害者手帳を所持する視覚障害のある方が、社会生活を営む上で必要とする情報、知識を原則として都政刊行物の中から選定、毎月1点、点字版またはテープ版を配布します。



〈問合せ〉公益社団法人 東京都盲人福祉協会  
電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

## 聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出 身

聴覚障害の方が円滑な意思疎通を図ったり、社会活動についての知識の習得のために必要なとき、コミュニケーション機器をお貸しします。

〈対 象〉 都内在住で身体障害者手帳を所有の聴覚障害者およびその保護者、都内の聴覚障害者団体など

〈貸出機器〉 ①オーバーヘッドプロジェクター ②磁気ループ ③ビデオプロジェクター

〈費 用〉 無料。ただし、期間は10日間。

〈問 合 せ〉 東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階

電話 (03) 3352-3335 FAX (03) 3354-6868

## 住宅

### 住宅設備改善費の給付 身 難

担当窓口 障害福祉課生活支援係  
高齢福祉課



日常生活の支援

重度の肢体不自由の方または難病患者等の方の日常生活を容易にするため、現在お住まいの住宅を改善するための費用を給付します。ただし、対象となる障害者の方が入院中または施設入所中の場合は、原則として給付できません。また、住宅の新築時に給付できるのは、屋内移動設備の費用だけです。

住宅設備改善費の給付を受けるには、障害の種類・部位および程度の制限と、世帯の所得に応じて自己負担金（原則一割負担）があります。

※ただし、障害者本人又はその配偶者が、一定所得以上の場合は、住宅設備改善費の給付の対象外となります。

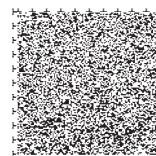
◆一定所得以上の場合とは、

市民税所得割額が、46万円以上の場合です。

※種目は変更されることがあります。

| 種 目     | 対 象 者   | 限度額                                 |
|---------|---|-------------------------------------|
| 中規模住宅改修 | ①下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の方<br>②補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者<br>③難病患者等で下肢または体幹に係る障害のある方<br>上記の①～③に該当する学齢児以上65歳未満の方で障害者等日常生活用具給付事業実施規則における居宅生活動作補助用具の給付を受けてもなお住宅設備の改修が必要と認められる方 | 641,000円                            |
| 屋内移動設備  | ①学齢児以上で、上肢、下肢または体幹機能障害を有し、歩行ができない状態で、かつ障害の程度が1級の方<br>②補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者および難病患者等   | 機器本体<br>979,000円<br>設置費<br>353,000円 |

※介護保険制度対象者は、給付対象とならない場合があります。要介護、要支援と認定された方、65歳以上で介護保険非該当と認定された方は高齢福祉課にお問い合わせください。



〈問合せ〉 障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831  
高齡福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180

## 住宅保証制度 **身 知**

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齡福祉課

住宅の取り壊し等により住宅に困っている方で、保証人がいないために住宅の賃貸契約をすることができない方のために市が保証人になります。

市内に1年以上住所があり、同世帯以外に2親等以内の親族や保証人となるべき知人等がない世帯で、身体障害者手帳4級以上または愛の手帳3度以上の方のいる世帯が対象です。

※65歳以上の高齢者の方にも同様の制度がありますので、詳しくは高齡福祉課にお問い合わせください。

〈問合せ〉 障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831  
高齡福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180

## 民間賃貸住宅斡旋制度 **身 知**

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齡福祉課

民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等により住宅に困窮している方で、なんらかの理由により自分では住宅を探すことができない方のために、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会国分寺国立支部の協力を得て、市内の民間賃貸住宅をあっせんします。

市内に1年以上住所があり、身体障害者手帳4級以上または愛の手帳3度以上の方のいる世帯で、保証人が得られ、家賃を納入できる見込みのある世帯が対象です。

※65歳以上の高齢者の方にも同様の制度がありますので、詳しくは高齡福祉課にお問い合わせください。

〈問合せ〉 障害福祉課 電話 (042) 312-8631 FAX (042) 324-6831  
高齡福祉課 電話 (042) 312-8637 FAX (042) 320-1180

## 都営住宅の優遇制度 **身 知 精 難**

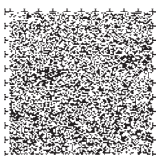
都営住宅申し込み資格があることが必要となりますが、障害者世帯などのかたには、一般の申込者よりも当せん確率の高くなる優遇抽せんによる募集などがあります。

〈問合せ〉  
東京都住宅供給公社 (JKK) 都営住宅募集センター  
電話 (03) 3498-8894

## 都営住宅使用料の特別減額 **身 知 精 難**

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級または常時介護を必要とする難病医療費助成の対象疾病にり患している方が同居する世帯の規定使用料が2分の1に減額されます。

※ただし、所得制限があります。



## 障害者グループホーム等の家賃助成

身 知 難

担当窓口 障害福祉課事業推進係

障害者グループホームを利用している方で所得が一定の額以内の方に対し、家賃の一部を助成します。

### 〈対 象〉

東京都が指定する滞在型の障害者グループホームに入居している身体障害者、知的障害者、難病等患者

### 〈内 容〉

障害者グループホームを利用している方からの申請により、一定の収入要件を満たした場合に、その収入によって家賃助成額を決定します。なお、障害者総合支援法に基づく「グループホーム利用者への家賃助成」（31ページ参照）を受けられる方は、下記の表の区分による家賃助成額からその額を差し引いて助成します。

### 〈助 成 額〉

| 区 分 | 利用者の所得額              | 家賃助成額     |
|-----|----------------------|-----------|
| 区分1 | 月額73,000円未満          | 月額24,000円 |
| 区分2 | 月額73,000円以上97,000円未満 | 月額12,000円 |
| 区分3 | 月額97,000円以上          | 助成の対象外    |

※実際の家賃額が、該当する助成額に満たない場合は、当該家賃の額を助成します。

※表に示す家賃助成額には、特定障害者特別給付費として支給される10,000円が含まれています。

## その他

## 手話通訳者・要約筆記者の派遣

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

聴覚や言語機能などに障害のある方が、市の主催行事およびそれに準ずる催しなどに参加するとき、または障害のない方との意思疎通を円滑にするために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

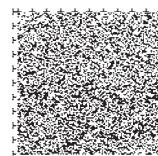
ご利用にあたっては、事前に登録の申し込みが必要です。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

### 〈対 象〉

- ①市内在住で、聴覚または音声・言語機能障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者の方
- ②上記の方を主な構成員とする市内の団体

〈派遣時間〉原則として午前9時～午後9時（1回の派遣につき、5時間が限度）

〈費 用〉無料



日常生活の支援

## 手話通訳者の配置 身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

手話通訳者を必要とする方が各種申請や手続きなどを行う際の支援のため、国分寺市役所に手話通訳者を配置しています。

〈対象〉市役所で手話通訳を必要とする方

※手話通訳者が配置されている日時や利用方法など、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

## 電話リレーサービス 身

聴覚や発話に困難がある方とそれ以外の方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することで、24時間365日、双方向につながり公共サービスです。

メールやFAXと違いリアルタイムにつながるので、仕事のやりとり・病院への連絡・家族や友人との会話などに役立ちます。緊急通報にも対応しています。

〈対象〉どなたでも利用できます。聴覚や発話に困難がある方は事前に利用登録が必要です。

〈必要なもの〉インターネットにつながるスマートフォン・タブレット・パソコン

〈問合せ〉一般財団法人日本財団電話リレーサービス

電話 (03) 6275-0912 午前9時30分～午後5時（年末年始を除く）

FAX (03) 6275-0913



<https://nfrs.or.jp/>

## 在宅重症心身障害児(者)等訪問事業 身 知

家族が自信をもって在宅療育に当たれるよう、看護師が家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

〈対象〉都内に住所を有し、在宅で生活をする重症心身障害児(者)及び医療的ケアが必要な障害児。詳しくは二次元コードより都ホームページを確認してください。

〈訪問看護〉週1回程度 看護師による訪問看護

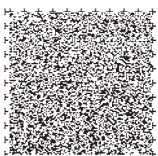
〈訪問健康診査〉年1回程度（必要な場合のみ） 医師等による訪問健康診査・療育相談

〈問合せ〉東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777



[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s\\_shien/houmon](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s_shien/houmon)



## 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 難

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対して、在宅での療養環境の整備、療養実態の把握、訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的として、訪問看護を実施しています。訪問看護事業開始は、申請書を提出した月の翌月からとなります。

〈対象〉 都内にお住まいで、難病医療費助成対象疾病に罹患し、その疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用し、医師が1日複数回の訪問看護を必要と認めた方

〈必要書類〉 下記の必要書類を揃えて、多摩立川保健所へ申請してください。

- (1) 申請書
- (2) 医師の訪問看護指示書の写し
- (3) 訪問看護ステーション等の訪問看護計画書の写し
- (4) 難病医療費助成臨床調査個人票（難病医療等受給者証等お持ちの方はその写し）

〈問合せ〉 東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777

## 在宅難病患者一時入院 難

難病医療費等助成対象疾病患者の在宅生活を支えているご家族などの介護者が、ご自身の病気や事故などの理由によって一時的に介護ができなくなった場合、患者の方が短期間入院できるように、都内の病院にベッドを確保しています。

〈問合せ〉 東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777

## ふれあい訪問収集 身 知 精 難

担当窓口 環境対策課

障害や高齢などで所定の場所にごみを出すことが困難な世帯を対象に、職員が直接訪問し、安否確認をしながらごみを収集する「ふれあい訪問収集」事業を行っています。

〈対象〉

- (1) 要介護認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (3) 精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付を受けている方
- (4) 愛の手帳の交付を受けている方
- (5) 難病医療に係る医療受給者証の交付を受けている方

〈問合せ〉 環境対策課

〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪3-33-3 国分寺市役所第6庁舎

電話 (042) 300-5300 FAX (042) 326-4410

